

(要領第5条第1項関係)

秋田市建設工事中間検査実施基準

中間検査は完成後、内部の施工の適否を容易に確認し難い工事または完成後の手直しが著しく困難と思われる工事について、特に中間検査による確認が必要と認められる部分の各施工時点に行うものとする。

1 土木工事

(1) 基礎工事

イ 主要な構造物（高さ 5.0m 以上および下幅 2.0m 以上で地下埋設のものも含む。）の基礎床堀完了時または埋め戻し前

ロ 杭基礎を有する土工または主要な構造物の杭打込み施工完了時または施工中

ハ 矢板構造物（矢板を主とする構造物で積ブロック基礎矢板および仮設矢板を除く）の矢板打込み施工完了時およびタイロッド取付け（腹起しおよび控工を含む）完了時または施工中

ニ ケーソン、水中コンクリート、プレパクトコンクリート、各種コンクリートブロック等製作完了時または据付前

(2) 橋梁工事

橋台、橋脚高 3m 以上または橋長 10 m 以上の下部工完了時または
施工中

(3) 鉄筋工事

同種構造物の鉄筋使用量 10 t 以上の配筋組立て完了時または
工中

(4) 鉄鋼工事

鉄鋼構造物の製作工場における仮組完了時

(5) 舗装工事

上層路盤 500 以上のものおよび二層仕上げ以上のものの施工完了時または施工中

(6) 吹付工事

ワイヤーラスまたはワイヤーメッシュ張付完了時または施工中

(7) その他

その他特に中間検査による確認が必要と認められる部分（仮設矢板工および薬液注入工等の単独工事を含む）については随時

2 建築工事

(1) 木造、鉄骨造の場合は建方が完了したとき。

(2) 補強コンクリートブロック造の場合は基礎並びに臥梁の配筋が完了したとき。

(3) 鉄筋コンクリート造にあつては、基礎並びにそれぞれの階の配筋が完了（一部完了を含む）したとき。

(4) その他特に確認が必要と認められるとき。

3 設備工事

(1) 埋設、いんぺいがともなう工事でその工程が完了したとき。

(2) 特殊機器で工場立会検査を要するとき。

(3) その他工種内容により特に必要と認めるとき。

附 則

この基準は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。